

北九州市立消費生活センター

わかものサポートニュース

「実質無料」は甘い罠？

コンセントに挿すだけの Wi-Fi サービス 解約したら高額請求！



【相談事例1】コンセントに挿すだけの Wi-Fi サービスを契約したが、電波状況が悪く、改善を求めるものの解決しなかった。解約を申し出たところ、「実質無料」と説明されていたルーターの残債を請求され、納得できない。

【相談事例2】訪問販売業者から「インターネット代が安くなる」と言われ、コンセントに挿すだけの Wi-Fi サービスを契約した。後日、居住しているマンションは、月額1000円のネット回線であるとわかった。業者の説明とは異なり高額な契約になったため、解約したい。

コンセントに挿すだけでインターネットが利用できる Wi-Fi ルーターは、手軽にインターネット環境を整えたい方にとて魅力的な選択肢です。しかし、「無料と聞いて契約したにもかかわらず、解約時に高額なルーター代を請求された」といったトラブルが後を絶ちません。

【アドバイス】

- 自宅に光回線などのネット環境がないか確認しましょう。
- 契約前に、月々に発生する料金、解約時に発生する料金を必ず確認しましょう。
- 電波状況が悪くてつながらない、解約したいと思ったらすぐに契約先に申し出ましょう。



一人で悩まず相談しましょう。

消費者ホットライン **188** (いやや) ※通話料は全て有料です。

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎ 861-0999

小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎ 582-4500

小倉南【小倉南区役所3F】 ☎ 951-3610

八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎ 641-9782

※令和8年1月より、これまで隨時受けてきた「来所でのご相談」は、原則として事前の「電話でのご相談」とさせていただきます。お電話で解決できるご相談がほとんどであるため、皆様の来所によるご負担を軽減することを目的としております。

何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。